

訂正とお詫び

『一問一答重要論点チェックカード 1』民法・不動産登記法編 第2版の記載に不適切な箇所がありましたので訂正いたします。大変ご迷惑をおかけいたしました,お詫びして訂正いたします。また,法改正等により成立しなくなった問題については,削除いたしました。

項	問題番号	問題解説	訂正前	訂正後	備考
P158	314	解答	x		誤植による訂正
P158	314	解説	訂正なし	(解説末尾に追加) ただし, 抵当権に劣後する賃借権であっても, 登記された賃借権であって, 賃借権に優先するすべての抵当権者が同意し, その同意の登記があるときは, その同意をした抵当権者に対抗することができ, 買受人からの明渡請求にも応じる義務はない。	抵当権者の同意の登記がある場合の賃貸借の効力(民 387条)について解説を追加。
P158	315	解説	全文	抵当権に劣後する賃借権は, 買受人に対抗することができない(民 177)。抵当権に遅れる建物賃借権については, 買受の時から6箇月を経過するまでは引渡しが猶予されるが, 引渡しが猶予されるのであって, 賃貸借関係は買受によって終了する。	引渡し猶予と賃借権の対抗に関する解説に修正。同意の登記については[314]の解説を参照のこと。
P321	3	問題	工場財団目録は, 法律の規定により, 登記簿の一部とみなされ, その記載は登記とみなされる。	削除	登記簿のコンピューター化に伴い, 工場抵当目録及び工場財団目録に関する問題は成立しなくなった。
P322	3	解説	工場抵当法 35 条のとおり。	同上	同上
P323	5	問題	工場抵当法第 3 条の目録は, 法律の規定により, 登記簿の一部とみなされ, その記載は登記とみなされる。	削除	登記簿のコンピューター化に伴い, 工場抵当目録に関する問題は成立しなくなった
P324	5	解説	工場抵当法 3 条 2 項により同法 35 条が準用されている。	同上	同上
P346	50	解説	(民執 173)	(民執 174 但書)	改正による条文番号の変更
P370	98	解説	~ 登記義務者による単独の抹消登記申請が認められている (70 , 不登令別表 26 口)	~ 登記権利者による単独の抹消登記申請が認められている (70 , 不登令別表 26 口)	誤植による訂正
P396	149	解答	x		誤植による訂正
P408	173	解答		x	誤植による訂正